

平成最後の夏

飄

々

広報委員

津永 長門

まず、西日本豪雨によって亡くなられた 200 名超の方々のご冥福と被災された皆様へお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧を祈りますが、それを阻んでいるのが、記録的な豪雨の後の 40 度に迫る連日の猛暑だ。熱中症による搬送や死亡のニュースも毎日流れている。いったい日本はどうなっているのだろうか？

今年のニュースで一番驚いたのは、東京都目黒区の 5 歳の女の子が、許しを請う言葉をノートに書き残し(書かされたというのが正確だろうが)亡くなったニュースである。虐待事件が日常茶飯事になってしまった感がある現在でも衝撃的な事件であった。父親は保護責任者遺棄致死罪(3 年以上 20 年以下の懲役)で逮捕されたが、どう考えても殺人罪で責任を問うべきであろう。または、危険運転致死傷罪に倣って、虐待致死傷罪を新設すべきである。

児童福祉法の規定により、各自治体は、要保護児童対策地域協議会(要対協)の設置が義務づけられている。年 1 回、児童福祉関係、保険医療関係、教育関係、警察・司法関係、人権擁護関係の代表者による代表者会議が開催され、私も医療関係代表として出席し、要保護児童の状況及び対策を話し合ってきた。統計によると、児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移は、ここ 10 年間で、全国が 40,639 件から 122,575 件で約 3 倍、山口県でも 282 件から 551 件で約 2 倍と右肩上がりである。これは、虐待に対する国民の関心が高まったのと、2000 年に国民が虐待(疑いを含む)を発見した場合、児童相談所への通告を義務づけた児童虐待防止法が施行されたことが関係し

ていると考えられる。通告には個人情報保護法の罰則規定は適用されない。実際、身体的虐待を発見する機会の多い小児科の先生は、「虐待を疑ったら躊躇せず通告している。死んでしまったら取り返しがつかないから」と話されていた。

件の事件では、児童相談所の対応や転居による児童相談所間の連携も問題とされているが、現場からは、急増する虐待件数に対応が追いつかないという悲鳴にも似た声が聞こえてくる。ここに来て政府は、虐待防止策として児童相談所の専門職増員を前倒しする強化策を打ち出しているが、待ったなしの状態なので、迅速な対応が望まれる。

もう一つ、要対協で問題になったのは、児童虐待における世代間連鎖及び親の精神疾患の問題である。子どもを虐待する親は、かつて自分自身が虐待された経験者とは、よく言われることである。虐待へ早期又は予防的介入をすることで、子どもだけでなく、親自身を助けることにもなり、世代間連鎖を断ち切ることが将来の虐待の防止につながる実証されつつある。精神疾患(うつ病、統合失調症など)を抱えている親の虐待では、無理心中など最悪のケースになる頻度が高い。産婦人科の取組みとして、母子保健センターなどと協力し、妊娠届出時のアンケートなどでハイリスク妊婦・特定妊婦を抽出し、出産前から支援を行っており、今年度からは産後うつの対策として、産婦 2 週間健診・1 か月健診の公費補助が始まった。医療従事者として、子ども自身や親からの SOS のサインを見逃さないことが大切である。

平成最後の夏は暑くなりそうだ。